

秘
密
指
定
解
除

秘密指定解除
公文書監理室

年 月 日

文書監理官

高 裁 案

分類

大 臣	付 命	昭和46年11月13日
政 務 次 官		決 議 昭和46年11月16日
事 務 次 官		
外 務 審 議 官		
官 房 長	手 任	昭和46年(内) 通 文 書 第 2421

藤田 閣僚官
 総務官の室
 決 議
 上 記

下記の件に関し高裁を仰ぎます

在日韓国人遺骨引渡しの要する
諸を基の支本について(報償費)

支本目的

現在厚生省の赤十字に保管している
在日韓国人軍人軍属の遺骨246柱を
釜山に於て遺族代表に引渡す際

GA1 注意 法務省に於て一通を
文書録へ回付すること

外務省

通文書第

1. [Redacted] 慰霊祭費用にて

2. [Redacted]
[Redacted]

3. 支出科目
(租税引当) 在外公館 (日) 報償費

4. 受取人
下江局長 須部 量三

支出の説明

厚生省より、同省係費の旧軍人等、韓国
人遺骨の遺族に報償費306名分の
遺骨の引渡を申請。其中、申請書類
を審査した結果 246柱について
引渡が可能と確認。在趣に同意
者、遺族の引渡の方を当省に依
頼した。

1. 小沢吉は、同 遺骨 の引渡しの
 日時、場所等は一先、韓国側と協
 議して決定する。小沢吉の手により
 釜山第一輸送の同地には、遺族
 代表（中務部及び社会保健部代表立会
 の下）に引渡すこととなる。

2. 同 遺骨 の日本人及び日本に在る
 韓没した軍人軍属等の 遺骨 であること
 にかんじ

[Redacted]

(詳細下記のとおり)

なお、上表 [Redacted]

y



GA 1